

総社市石原公園遊具更新工事  
公募型プロポーザル実施要領

総社市建設部都市計画課

## 1 趣旨

総社市（以下「本市」という。）の市街地中心部に位置する石原公園について、総社市公園施設長寿命化計画に基づき既存公園遊具を更新するにあたっては、本市が力を入れている福祉の充実や健康増進による誰もが安心して暮らせるまちづくりにつなげるとともに、地域の子どもから高齢者まで長年愛されている石の築山をはじめとするランドマークとしての遊具施設について、これまで以上に地域の人々を中心に幅広く愛される公園となり、安全・安心に使用できるよう、事業者から自由な企画提案を求め、工事の遂行に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式で公募する手続について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この遊具更新工事は、国の社会資本整備総合交付金を活用して行うこととしているため、交付対象となる遊具を選定することを前提としている。

## 2 工事等の概要

### (1) 工事名

総社市石原公園遊具更新工事（以下「本工事」という。）

### (2) 発注方式

本工事は、設計・施工一括発注方式の工事である。

### (3) 工事等の内容

本工事については、「総社市石原公園遊具更新工事 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

### (4) 工期

契約締結日から令和6年12月27日（金）までとする。

### (5) 工事場所

総社市中央一丁目11番101

### (6) その他

遊具は、（一社）日本公園施設業協会が認定するSPマーク適合製品とする。

## 3 実施形式 公募型プロポーザル

## 4 契約上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※金額については、提案上限額であり契約時の予定価格を示すものではない。

※契約に当たっては、「14 契約手続」に基づき決定する。

## 5 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、参加表明時、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 令和5・6年度総社市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 平成27年度以降、大型複合遊具※を含む遊具設置工事（国又は地方公共団体が発注したものを）を元請として施工した実績を参加表明者及びその配置予定技術者が有していること。  
※大型複合遊具：「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）の規定による。
- (5) 配置予定技術者は、1級土木施工管理技士で、（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有すること。
- (6) （一社）日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (9) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第1号から第3号まで及び第5号に規定する者、総社市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成17年総社市告示第172号）別表（第3条、第4条関係）に掲げる措置事由のいずれにも該当しないこと。

## 6 契約候補者審査のスケジュール（予定）

プロポーザル実施要領の公表	令和6年2月16日（金） 本市ホームページで公表
質問書の提出期限	令和6年3月1日（金）
質問書に対する回答	令和6年3月4日（月）～3月8日（金）
参加表明書等の提出期限	令和6年3月22日（金）
参加資格の確認通知	令和6年3月27日（水）
企画提案書の提出期限	令和6年4月19日（金）
アンケート実施	令和6年4月下旬
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年5月上旬
審査結果通知	令和6年5月中旬
契約の締結	令和6年5月下旬
工事の開始	契約締結後

## 7 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和6年3月1日(金)午後5時必着

(2) 質問の方法等

質問がある場合には、質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式1)を電子メールで「17 担当部局」へ提出すること。その際、電子メールの件名に「遊具プロポーザル質問書」と記載すること。併せて提出した旨を電話にて「17 担当部局」へ連絡すること。

なお、質問は「5 参加資格要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。

(3) 回答

寄せられた全ての質問及び回答については、下記の期間に本市ホームページで公表する。また、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

なお、本要領又は要求水準書に関する内容以外については、原則回答しない。

令和6年3月4日(月)～令和6年3月8日(金)午後5時15分

## 8 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和6年3月22日(金)午後5時必着

(2) 提出書類

書 類	様 式
参加表明書	様式2
参加者の平成27年度以降に完了した「5 参加資格要件」の(4)に定める工事の実績	様式3
配置予定技術者の工事経歴書(「5 参加資格要件」の(5)を満たす配置予定技術者の(4)に定める工事の経歴)	様式4
様式3及び4で記載した工事のコリンズ又は契約書等(大型複合遊具設置が分かるもの)の写し	A4判
(一社)日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し	A4判

(3) 提出部数 正本1部

(4) 作成方法 所定の各様式を使用し、文字サイズは10ポイント以上、印刷は白黒とすること。

(5) 提出方法 「17 担当部局」まで、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。)により提出すること。

※なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時)を行うこと。郵送の場合は、封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル参加表明書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「17 担当部局」へ連絡すること。

## 9 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和6年3月27日(水)までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加表明書に記載された電子メールアドレスへ通知

## 10 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時必着  
※なお、提案数は1者につき1案に限る。

### (2) 提出書類

書 類	様 式
企画提案書(表紙)	様式5
工事実施体制	様式6
企画提案書	様式自由
アンケート資料	様式自由
工事工程表	様式自由
設置後20年間に想定される本市の維持管理内容及び修繕等の費用を示す資料	様式自由
工事見積書	様式自由(消費税及び地方消費税を含む額)

### (3) 提出部数 正本1部

副本12部

提出書類の電子データを収録したCD-R等1枚

(ファイル形式:PDF ただし、アンケート資料については、PDF及び画像データ(JPG, PNG, GIF, TIFFのいずれか1ファイル以上))

### (4) 提出方法 「17 担当部局」まで、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、レターパックプラスに限る。)により提出すること。

※なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整(土・日・祝日を除く午前8時30分~午後5時)を行うこと。郵送の場合は、封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「17 担当部局」へ連絡すること。

## 11 企画提案書の留意事項

### (1) 基本事項

#### ① 企画提案書の無効

本プロポーザルは、本工事の契約候補者を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、失格とする場合がある。

#### ② 工事の実施方針等

工事の実施方針、実施体制、工程計画その他の記載にあたっては、簡潔に記載すること。

### ③ 実施体制

主任技術者及び現場代理人は、専任とすること（ただし、契約金額4,000万円未満の場合非専任とすることができる。）。また、参加表明日以前に、3ヵ月以上の直接的な雇用関係がある者であること。

### (2) 企画提案書（様式自由）

A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、本文の文字サイズは、10ポイント以上とし、下記について記載すること。なお、提案者が特定できるような記載を行ってはならない。

また、作成にあたっては、要求水準書に基づき、以下の項目についての検討の際に留意した点を含み、簡潔かつ要領よくまとめること。

◎事業計画（案）の作成（コンセプト等を含む）

◎提案遊具の概要図

◎遊具等の配置計画図

◎遊具等の寸法や材質の分かる構造図（平面・立面・側面図）

工事を実施するうえでの基本的な考え方、遊具のコンセプト、円滑に事業を進めるための体制その他の自由な提案等について記載すること。

また、国の社会資本整備総合交付金を活用することを前提としているため、原則、既存公園遊具と同程度の機能・規模の遊具への更新とし、既存公園遊具と同程度の機能・規模であることの説明を記載すること。既存公園遊具の機能強化又は機能転換を行う場合は、その理由（必要性）を記載すること。

提案者の独自の調査研究により、本工事に関する関連事情を十分理解した上で、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

### (3) アンケート資料

アンケートは近隣小学校の児童等を対象に実施する。

資料は、A3判1枚にカラーで遊具・安全マット等のイメージ図を真砂土場に配置するものとし、公園名、遊具の仮称、対象年齢及びコンセプトを簡潔に記載することは認めるが、会社名、キャラクター、ロゴマーク、フレームや柄及び詳細な説明等は一切記載しないこと。

## 1.2 審査方法等

### (1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、総社市石原公園遊具更新工事提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

### (2) 審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング等を「1.3 評価内容」により総合的に評価し、以下の方法で契約候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先契約候補者とし、次に総合得点が高い者を次点契約候補者として選定する。なお、総合得点が高点の場合は、工事見積書の額が安価な者を高い

順位とする。

また、提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の50%以下となった者、又は評価の基準ごとの全委員の合計得点において、0点があった者は、契約候補者とししない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

- ① 各提案者の出席者は3名以内とする。
- ② プレゼンテーションは、1者につき30分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を15分とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（HDMIケーブル、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。）。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。
- ④ プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料の配布や表示説明は、認めない。

(4) 審査結果の公表

審査結果（優先契約候補者名）は、本市ホームページで公表する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全提案者に以下の事項を書面で通知する。なお、審査の内容・経過については公表しない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

- ・通知を受ける者の評価の基準ごとの得点
- ・優先契約候補者名と評価の基準ごとの得点
- ・その他の提案者名のない評価の基準ごとの得点一覧

### 1.3 評価内容

本プロポーザルにおける評価内容は、次のとおりである。

評価項目	評価の基準	配点
テーマ・コンセプト	樹木に囲まれたまちのオアシスとして落ち着いた公園のイメージとなり、高齢者をはじめ地域の方々がくつろげる空間となる提案となっているか。	15
	遊びを通して子どもたちの体力、知力など、発育が促進されるような提案となっているか。	5
	障がいのある子どもたちもいっしょに楽しく遊べる遊具があるか。	10
	ランドマークとしての石山のイメージが残る遊具・配置となっているか。 (築山や広幅のすべり台を含む複合遊具等)	20
遊具の構成	多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育む遊具となっているか。	5
	子どもたちを見守る保護者への配慮ができているか。	5
安全対策	子どもたちが、本来想定していなかった遊び方をした場合の安全対策が十分に行われているか。	10
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。	5
	設置後から更新までの維持管理費用が優れているか。	5
その他	企画提案書等の提出書類のまとめ方に創意工夫があり、事業に対する取組意欲が感じられるか。	5
	「5 参加資格要件」の（4）に定める工事の実績が十分あるか。	5
	提案内容の実現に十分な工程及び実施体制となっているか。	5
	価格を抑えた提案となっているか。	10
	既存公園遊具と同程度の機能・規模の遊具への更新を基本とし、現状に比べ過度でない更新となっているか。また、既存公園遊具の機能強化又は機能転換を行う場合は、その理由（必要性）の記載が十分か（国の社会資本整備総合交付金活用のため。）。	15
アンケート	アンケートの結果の上位3案について評価する。 (提案者の得票数÷最高得票数×30) ※少数点第三位以下は切り捨てとする。 ※提案者が1者のみの場合、アンケートを実施せず、評価の基準から除外する。	30
合 計		150

## 1 4 契約手続

「1 2 審査方法等」の審査により選定された優先契約候補者は、企画提案書及び工事見積書の内容に基づき、工事内容の詳細や工事の遂行に必要な具体的仕様条件などについて本市と協議を実施する。その際、必要に応じて企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映させ、随意契約の手続を進めるものとする。

なお、協議の結果、合意にいたらない場合は、次点契約候補者と契約締結に向けて同様の協議を行う。

### (1) 契約保証金

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第17条に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

### (2) 工事見積書

本市と協議する契約候補者は、企画提案において提出した工事見積書の内訳を示した見積書を提出すること。

見積書には、土工・基礎工・処分費等が分かる内訳書、数量計算書、平面図、立面図、構造図等を添付すること。本市の精査の結果、見積金額が過大であると判断した場合、両者協議により金額を変更することができるものとする。

なお、契約締結後、各種数量等に異同が発生した場合は、両者協議により契約上限額を超えない範囲で変更できるものとする。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

## 1 5 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件」を満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の方法により、本市の職員又は本市の関係者に本プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 正当な理由がなくプレゼンテーション・ヒアリング審査の時間に遅れた場合
- (4) 各書類の提出方法及び提出期限が、本市がやむを得ない事由があると認めた場合を除きこの要領の定めに適合しない場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が、本市がやむを得ない事由があると認めた場合を除き記載されていない場合
- (6) 提出書類等で虚偽の内容が記載されている場合
- (7) その他

提出された書類が次に該当する場合は失格とする場合がある。

- ・ 所定の様式に適合しない場合
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

## 16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリング審査に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提案者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として提案者に帰属するが、採用した企画提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない事由であって、企画提案書に記載した配置予定技術者と同等以上の者であると本市が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、開示請求があった場合には、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。  
なお、本プロポーザルの契約候補者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 参加表明後、やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

## 17 担当部局

総社市 建設部都市計画課 (担当) 鈴木・安井・守谷  
住 所：〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号  
電 話：0866-92-8303  
F A X：0866-92-8383  
電子メール：tokei@city.soja.okayama.jp